

熊本高等専門学校  
いじめ対策委員会について

---

熊本高等専門学校  
いじめ対策委員会

Ver. 1

令和 2 年 6 月

## いじめ対策委員会の設置経緯と位置づけ

「いじめ防止対策推進法」第22条及び「独立行政法人国立高等専門学校機構いじめ防止等対策ポリシー」第8において、「組織的な対応を行うための中核となる常設の組織」を置くこと規定されている。学校は、いじめの未然防止、早期発見、いじめ事案への対応等に対して、「学校いじめ対策委員会」を中核として組織的に活動し、「学生支援連絡協議会」「学生支援室」「教務委員会」「寮務委員会」並びに保健室等と連携を図りつつ、適切な対策を講じるものとする。

## いじめ対策委員会の構成員

校長、副校長、教務主事、学生主事、寮務主事、学生支援室長、事務部長、学生(学務)課長または課長補佐、看護師、リベラルアーツ系教員(2名)、専門学科教員(3名)。また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士等も必要に応じて参加してもらう。

なお、リベラルアーツ系教員(2名)、専門学科教員(3名)を任命する際には、担任、科目担当、課外活動指導の状況を勘案し、バランスの取れた構成となるように努めることとする。

日常的な委員会としての活動は、学生主事を筆頭に行い、必要な場合には、校長及び副校長も参加するものとする。

## いじめ対策委員会の役割

いじめ対策委員会は以下の役割を担う。

- いじめの未然防止に関すること。  
(ア) いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- いじめの早期発見に関すること。  
(ア) いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割  
(イ) いじめの早期発見のために、いじめの疑いに関する情報や学生の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめの事案における対応に関すること。  
(ア) いじめの事案対処のため、いじめに関する情報や学生の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割  
(イ) いじめに係る情報(いじめが疑われる情報や学生間の人間関係に関する悩みを含む)があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び学生に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

- (ウ) いじめの被害学生に対する支援・加害学生に対する指導等の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割
- 4. いじめ防止等基本計画に基づく各種取組に関すること。
  - (ア) いじめ防止等基本計画に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
  - (イ) 学校いじめ防止等基本計画における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
  - (ウ) いじめ防止等基本計画が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、いじめ防止等基本計画の見直し等を行う役割(PDCA サイクルの実行を含む。)
  - (エ) 学生及び保護者に対して、委員会についての存在や活動が容易に認識されるような取組を行う役割

### 事案対処チームの設置

被害学生の保護等を機動的に行う必要がある場合には、対策委員会の中に臨時の事案対処チームを設置することができるものとし、事案対処チームは適時適切に対策委員会に対し、事案対応について報告し了承を得なければならない。なお、事案対策チームは学生委員会・寮務委員会(寮での事案の場合)、担任、関係教員、その他いじめ対策委員会が必要と認める者とする。

### 記録の保存場所と保存期間

学校いじめ対策委員会で収集した資料及び作成した記録については、誤った廃棄等が行われることがないように、すべて学生課又は学務課が取りまとめ、学生課又は学務課内の保管庫に保存するものとする。その際、被害学生や保護者から、相当期間経過後にいじめ被害(「重大事態」を含む)の申立てがなされることもあることを踏まえ、独立行政法人国立高等専門学校機構法人文書管理規則に定める保存期間である5年間、もしくは当該学生が卒業するまでの、いずれか長い期間、保存するものとする。

### 定例会議の開催

いじめ対策委員会は現況の把握および情報共有を行うために、最低2ヶ月に1回程度の定例会議を開催し、議事録を作成した上で学生課又は学務課にて保存する。

## 参考 学生と対応する際のポイント

教職員が実際に学生と対応する際のポイントを以下に示す。対応する学生の立場によって、こちら側が取るべき姿勢や注意すべき内容が異なるので、事前によく把握した上で、対応に当たる必要がある。（※熊本高専いじめ対応マニュアルから引用）

### 被害者(いじめを受けている学生)への対応のポイント

基本的な姿勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いかなる理由があっても、徹底していじめを受けた学生の味方になる。</li> <li>・学生の表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。</li> </ul>
事実の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担任を中心に、学生にとって話しやすい教員が対応する。</li> <li>・いじめを受けた悔しさやつらさに耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。</li> </ul>
支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校はいじめを絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。</li> <li>・自己肯定感の喪失を食い止めるよう、学生のよさや優れているところを認め、励ます。</li> <li>・いじめを行っている学生との今後の付き合い方など、行動の行方を具体的に指導する。</li> <li>・学校は安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるように学校の連絡先を教えておく。</li> <li>・「君にも原因がある」とか「がんばれ」などという指導や安易な励ましはしない。</li> <li>・いじめ問題が原因で、当該学生やその保護者が転学を希望する場合には、上記のような支援を具体的に行い、いじめ問題の解決に向けた環境整備や再発防止について理解を促す。</li> </ul>
経過観察	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。</li> <li>・自己肯定感を回復できるよう、授業、学級活動等での活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。</li> </ul>

### 加害者(いじめを行った学生)への対応のポイント

基本的な姿勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然とした態度で指導する。</li> <li>・自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。</li> <li>・心理的な孤立感・疎外感を与えることのないようにするなど、一定の教育的配慮のもとに指導を行う。</li> </ul>
事実の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対応する教員は中立の立場で事実確認を行う。</li> <li>・話しやすい話題から入りながら、うそやごまかしのない事実確認を行う。</li> </ul>
支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他者の痛みを理解できるよう根気強く継続して指導する。</li> <li>・いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁等を許さない。</li> <li>・いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせ、今後の行動の仕方について考えさせる。</li> <li>・不平不満、本人が満たされない気持ちなどをじっくり聴く。</li> <li>・いじめの状況に応じて、いじめを受けている学生を守るために、いじめを行った学生に対し出席停止の措置を講じる、警察等関係機関の協力を求めるなど、厳しい対応策を取ることも必要である。</li> <li>・出席停止の措置を講ずる場合には、その後の展望について指導プログラムを作成し、順序を追って適切な指導を行うとともに、高専機構や保護者間で十分な共通理解、及び連携を図る。</li> </ul>
経過観察	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面談等を通して、教員との交流を続けながら成長を確認していく。</li> </ul>

	・授業や学級活動等を通して、気持ちが向上するように向かわせ、よさを認めていく。
--	---

### 観衆、傍観していた学生への対応のポイント

基本的な姿勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめは、クラスや学年等集団全体の問題として対応していく。</li> <li>・いじめの問題に、教員が学生と共に本気で取り組んでいる姿勢を示す。</li> </ul>
事実の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめの事実を告げることは、「チクリ」などというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。</li> <li>・いじめを告げたことによっていじめを受けるおそれがあると考えている学生を徹底して守り通すということを教職員が言葉と態度で示す。</li> </ul>
支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。</li> <li>・いじめを受けている学生が、傍観していた学生の態度をどのように感じていたかを考えさせる。</li> <li>・これからどのように行動したらよいのかを考えさせる。</li> <li>・いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や、言葉遣いなどについて振り返らせる。</li> <li>・いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。</li> </ul>
経過観察	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学級活動や学校行事等を通して、集団のもつ力をよい方向に向けていく。</li> <li>・いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。</li> </ul>

### 聞き取り調査の際の留意事項

- ・いじめを受けている学生や、傍観したり周囲にいたりした学生の事情聴取は、人目につかないような場所や時間帯に配慮して行う。
- ・安心して話せるよう、その学生が話しやすい人や場所などに配慮する。
- ・関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取を進める。
- ・情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意をはらう。

### 聞き取り調査の段階ではしてはならないこと

- ・いじめを受けている学生といじめを行っている学生から同じ場所で事情を聴くこと。
- ・注意、叱責、説教だけで終わること。
- ・双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。
- ・誠意ある謝罪を行わず、保護者等が納得しない状況を改善しないこと。
- ・当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。